

会員規程

第1条 適用範囲

本規程は、当法人の定款 第2章「会員」の入会に必要な事項を定める。

第2条 会員の種別

当法人の会員は、定款 第2章に定める通り、正会員、賛助会員、情報会員及び学会会員の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 1) 正会員は、当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 2) 賛助会員は、当法人の事業に賛助するために入会した個人又は団体
- 3) 情報会員は、当法人の技術情報サービス事業に賛同して入会した個人又は団体
- 4) 学会会員は、当法人の目的に賛同して入会した学術経験者

第3条 正会員、賛助会員および情報会員の権利

- 1) 正会員は、当法人の定款に定める社員としての権利を有し、①技術支援、②技術検証、③技術情報サービスを受ける権利を有する。
- 2) 正会員の定員は10とする。
- 3) 賛助会員は、①技術支援、②技術検証、③技術情報サービスを受ける権利を有する。
- 4) 情報会員は、③技術情報サービスを受ける権利を有する。

第4条 学会会員の役割と権利

- 1) 学会会員は、専門分野の立場から、当法人が行う検証業務に関する議決権を有する。
- 2) 学会会員は、第3条の③技術情報サービスを受ける権利を有する。

第5条 入会費および年会費

- 1) 正会員の入会費は5万円、年会費は10万円とする。
- 2) 賛助会員の入会費は5万円、年会費は10万円とする。
- 3) 情報会員の入会費は無料、年会費は1万円とする。
- 4) 学会会員の入会費及び年会費は、無料とする。

ただし、賛助会員から正会員に切り替える場合、入会費5万円を納入するものとする。

第6条 入会申込み

- 1) 正会員の入会申込みは正会員・入会申込書、賛助会員の入会申込みは賛助会員・入会申込書による。
- 2) 学会会員の入会申込みは学会会員・入会申込書による。
- 3) 情報会員の入会申込みは情報会員・入会申込書による。

第7条 会費請求書および入会承諾書

- 1) 正会員、賛助会員および情報会員については、当該の申込書を受領後、理事会の承認を得て、会費請求書を送付する。
- 2) 学会会員については、当該の申込書を受領後、理事会の承認を得て、入会承諾書を送付する。